

ほうふ幸せます人材バンク実施要綱

平成11年8月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、生涯学習に関する豊富な知識や経験、技能のある個人及び団体を指導者として登録する「指導者バンク」と、様々な活動の支援をすることで社会貢献あるいは自己実現を図りたいと考える個人及び団体を支援者として登録する「支援者バンク」を一体的に運用することで、防府市の生涯学習の推進を図るとともに、「地域とともにある学校づくり」、「地域づくり」を支援することを目的とする。

(名称)

第2条 「指導者バンク」と「支援者バンク」の総称を「ほうふ幸せます人材バンク」(以下「人材バンク」という。)とする。

(登録の要件)

第3条 人材バンクの登録要件は、次の各号のとおりとする。

(1) 人材バンクの目的を理解し、賛同するとともに、防府市の生涯学習活動に関わるに当たりふさわしい熱意と識見を有し、政治、宗教又は営利活動を目的としない個人及び団体

(2) 「指導者バンク」は、専門的な知識や技能を有する個人及び団体

(3) 「支援者バンク」は、支援活動に必要な能力を有する個人及び団体

(登録の手続き及び登録期間)

第4条 人材バンクに登録しようとする個人及び団体は、「ほうふ幸せます人材バンク登録申請書(様式第1号、又は様式第2号)」により、教育委員会に申請するものとする。ただし、「支援者バンク」に団体で登録する場合は、「団体登録者名簿(様式第2号-別表)」を添付するものとする。

2 教育委員会は、申請書の提出により、人材バンクに登録をするものとする。

(登録内容の変更)

第5条 人材バンクに登録された者(以下「登録者」という。)は、前条に規定する申請書の内容(以下「申請内容」という。)に変更が生じた場合は、速やかに、教育委員会に対して、「ほうふ幸せます人材バンク登録申請書(様式第1号、又は様式第2号)」等により、その旨を届け出るものとする。

(登録の抹消)

第6条 教育委員会は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 申請内容に虚偽の記載があったとき
- (2) 政治、宗教又は営利活動を行ったとき
- (3) 社会的信用を失墜する行為を行ったとき
- (4) その他教育委員会が登録者として不適格と認めたとき

(利用方法)

第7条 「指導者バンク」の利用を申し込むことができるのは、市内に在住又は在勤若しくは在学する5人以上の者で構成された団体等とする。ただし、次の号のいずれかに該当する場合は、申し込むことができない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するもの
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とするもの
- (3) 特定のものを利することを目的とするもの
- (4) その他人材バンクの目的に反するもの

2 「指導者バンク」を利用し、学習活動を行おうとするものは、原則として、開催予定日の1ヶ月前までに、「ほうふ幸せます人材バンク「指導者バンク」利用申込書(様式第3号)」を教育委員会に提出するものとする。

3 「支援者バンク」を利用しようとする学校長等は、登録者又は公民館に対し、活動内容等を説明するものとする。

(利用決定)

第8条 教育委員会は、前条により申込みがあったときは、登録者に

対し、派遣の相談調整を行うものとする。

- 2 教育委員会は、「指導者バンク」登録者の派遣が決定したときは、申請者へ「ほうふ幸せます人材バンク「指導者バンク」利用決定書（様式第4-1号）」を、派遣者へ「ほうふ幸せます人材バンク「指導者バンク」派遣依頼書（様式第4-2号）」を送付するものとする。
- （登録者派遣に関する経費）

第9条 登録者派遣に関する経費は、次のとおりとする。

（1）「指導者バンク」登録者等については次の各号のとおりとする。

- ①講師料は無料とする。
- ②材料費等が必要な場合は、実費相当額を申請者が負担する。
- ③旅費は、防府市旅費支給条例に準ずる額を予算の範囲内で教育委員会が支給することができる。

（2）「支援者バンク」登録者については、すべて無償とする。

（保険適用）

第10条 登録者が、活動中において活動に起因する傷病若しくは障害が生じた場合には、教育委員会が加入する保険を適用するものとする。

（利用報告）

第11条 人材バンク利用者は、以下のとおり利用報告をするものとする。

（1）「指導者バンク」利用者は、活動終了後、速やかに「ほうふ幸せます人材バンク「指導者バンク」利用報告書（様式第5号）」を教育委員会に提出するものとする。

（公開講座）

第12条 「指導者バンク」登録者は、市民が生涯学習活動を行う場の提供及び登録者自身の活動の場の拡大を目的として、自主企画、自主運営による公開講座を開催することができる。

（公開講座の開催）

第13条 「指導者バンク」登録者が前条により公開講座を開催するときは、「ほうふ幸せます人材バンク「指導者バンク」登録者による

公開講座企画書(様式第6号)」を教育委員会に提出するものとする。

2 公開講座の指導内容は、人材バンク登録内容に準ずるものとする。

3 公開講座開催に伴う経費は、第9条に定めるとおりとする。ただし、旅費については、教育委員会が必要と認めた場合のみ支給するものとする。

(公開講座の報告)

第14条 「指導者バンク」登録者は、公開講座終了後、速やかに「ほうふ幸せます人材バンク「指導者バンク」登録者による公開講座報告書(様式第7号)」を教育委員会に提出するものとする。

(庶務)

第15条 人材バンクに係る庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるものの他、人材バンクの運営に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。